

2019 年度社会福祉法人光明童園 事業報告

1. 法人の理念

浄土真宗のみ教えを根幹とし、親鸞聖人が述べられた「世の中安穏なれ」の願いのもと、誰もがいつくしみ（慈愛）をたたえた眼差しを持ち（眼施）、すべての人が尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心して共に生かされ生きる社会を目指す。

2. 基本方針

児童養護施設においては、児童福祉法第 41 条「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて、退所した者に対する相談、その他の自立のための援助することを目的とする施設とする」を基本として、

人権を尊重し個性を大切にする

安心安全な生活の場の提供

人との関わりや絆をしっかりと築き、心身の健康を守り育てる

を柱に、児童とともに生活していく中で、和顔愛語（なごやかな笑顔・やさしい言葉・おもいやりの心）に基づく「報恩感謝」の生活を実践し、強く明るく行きぬき、常にわが身を省み、互いにうやまい助け合う、そのような人間に育成する。また、対外的には、地域性を最大限に生かした社会性をはかり、地域の中に根ざした施設づくりに努力邁進する。児童発達支援センターにおいては、家庭や各関係機関との連携をより充実させていくことで子育てのしやすい環境、地域作りを目指す。

2019 年度は、上記「法人の理念」に基づき、「子どもたちの幸せのために～子どもと共に、働く人と共に～」をスローガンに事業経営を行った。又、法人内の様々な問題への改善策に力を入れ、理事会による更なる法人の一体的運営、明確な運営管理体制の構築などを行った。新たな法人としての取組では、法人改善会議の実施、人事異動・人事交流の定期的実施、法人職員アンケート（年 2 回）法人統一の虐待防止チェックリスト実施（年 2 回）などを行った。

3. 法人運営

(1) 理事会、評議員会の開催

	年 月	内 容
評議員会	令和 1 年 6 月	事業報告、決算報告
	令和 1 年 10 月	理事及び監事の報酬額改定
理事会	平成 31 年 4 月	法人運営の改善案 就業規程の一部変更
	令和元年 5 月	苦情解決体制連絡会議報告、児童養護施設予算の流用、理事長の業務執行報告、事業報告、決算報告、評議員会開催内容、児童発達支援センターにここ創設（定員増）、監事監査報告、苦情解決体制第三者委員交代、湯出光明童園補正予算
	令和元年 6 月	評議員会報告、理事長の選定、就業規程の一部変更

	令和元年 8 月	湯出光明童園児童処遇
	令和元年 9 月	理事長の職務執行状況、法人運営の改善策、湯出光明童園及び児童発達支援センターにこここ補正予算、評議員開催、児童発達支援センターにこここ創設、就業規程等の変更
	令和元年 12 月	熊本県監査報告、予算の流用、管理規程の一部変更、就業規程の一部変更、拠点区分補正予算、法人運営の改善策
	令和 2 年 3 月	理事長の職務執行状況報告、法人運営の改善策、児童発達支援センターにこここ予算の流用、諸規程の一部変更、拠点区分補正予算、中長期計画、2020 年度事業計画、2020 年度予算、児童家庭支援センター
監査	令和 1 年 5 月	法人監事監査
苦情解決第三者委員会	令和 1 年 5 月	苦情解決第三者委員連絡会

(2) 法人運営会議

法人経営の強化を図る為、各施設担当者が定期的に（年 4 回）集まり法人経営についての会議を行い、各委員会からの活動報告、法人・各事業所の中・長期事業計画について検討等を行った。各委員会の事業報告は別紙のとおり。

(3) 経営者会議

法人内の事業所の管理者（児童養護施設光明童園、児童養護施設湯出光明童園、児童発達支援センターにこここ）と法人事務担当者、また西念寺住職の 8 者が定期的（月 1 回）に集まり経営者会議を行い、各施設の現状や課題、取り組みの共有を図り、法人経営の更なる強化に取り組んだ。

(4) 働き方改革プロジェクト

職員の働き方・休み方の見直し及び改善に向けた検討を行い、職員の仕事に対するモチベーションを高めるとともに、業務効率化につなげる。各事業所より代表者が集まり、定期的に働き方についての検討を行う。2019 年度においては、7 月、2 月に法人全体会議を行い、各事業所の課題や現状についての情報共有を行った。

(5) 法人改善会議

2019 年度より、適正な法人・施設運営を行っていくことを目的として、法人事務局、各事業所管理者、湯出光明童園主任のメンバーにより定期的（月 1 回）に会議を開催した。児童支援・職員状況の把握及び改善、人事異動、法人職員アンケート等を行った。（詳細は、「法人改善会議報告書）による」

4. 施設運営について

(1) 諸規程の一部変更について

- 管理規程の一部変更を行った。
- 就業規程の一部変更を行った。
- 旅費規程の一部変更を行った。

(2) 各施設の事業報告

別紙のとおり

(3) 地域支援

(1) 子育て短期支援事業

水俣市や出水市等近隣の市町との契約により行っているショートステイとトワイライトステイを

積極的に行った。2019年度は、新たに鹿児島県伊佐市からの委託依頼もあった。

(2) ファミリーサポートセンター

地域において育児の援助を受けたい方を会員として組織化し、相互に援助を行うことにより、仕事と育児を両立し安心して働くことや子育てが出来る環境づくりに資することを目的として行っている。今後も水俣市と委託契約を行い事業展開を図っていく。

	数
利用数	35
会員数	128
協力会員	29
依頼会員	86
両方会員	13

(3) 病児・病後児保育事業 「もくれん」

保護者が就労している場合等において、児童が病気又は病気回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、当該児童を適切な処遇が確保される施設において一時的に預かる病児・病後児保育事業を実施することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。2019年度においては、広報誌配布や見学会などの実施により、利用者数も増加した。(詳細は別紙参照)